

大竹市監査公表第58号

令和3年度定期監査及び行政監査の結果の報告に対し、当該結果に基づき講じた措置の内容について、大竹市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年2月27日

大竹市監査委員 薬師寺 基 夫  
大竹市監査委員 西 村 一 啓



## 令和3年度定期監査及び行政監査の結果に対する措置状況について

令和3年度定期監査及び行政監査の結果（令和4年5月10日付け大竹市監査公表第4号）に対する措置状況について、措置が完了していない指摘要望事項について継続して措置状況の報告を求めた結果、次のとおり措置が講じられました。

### 【指摘要望事項】

#### ●産業振興課

#### ○農林水産振興係

#### 1 マロンの里交流館に関すること

##### （1）公共施設における指定管理業務のモニタリング（評価）について

大竹市マロンの里の管理運営業務については、非公募として佐伯中央農業協同組合を指定管理者として選定し、協定期間を1年更新により同施設及び設備等の維持管理から利用許可、料金徴収、その他研修や交流促進活動の開催などの業務を委託している。

指定管理料の積算根拠となる見積書を見ると、見積明細が記載されていなかった。指定管理に係る個別業務の明細については、指定管理業務の適正性を判断するうえで、市長決裁までの意思決定において必要な書類であるので起案に添付されたい。

また、大竹市マロンの里設置及び管理条例第16条第2項において、「利用料は、別表に定める範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。」と規定されているが、実際には定められた事務処理の形跡が見受けられない。同条例施行規則第4条第2項には、協定に定める事項として「マロンの里の利用料金に関する事項」を規定しているが、協定書に具体的な定めが見受けられなかった。

マロンの里指定管理業務については、5月と11月に指定管理料を支払うこととなっているが、地方自治法第244条の2第7項に規定された事業報告書が提出された形跡が見受けられなかった。事業報告書については、同設置及び管理条例第9条に、年度終了後30日以内に「管理業務の実施状況及び利用状況」並びに「管理に関する経費の収支状況」を大竹市長に提出しなければならないとされている。指定管理料として公金が支払われている以上、事業報告書によって事業目的が達成されているか、適正に管理運営状況を評価し、指定管理者に対して改善指導を行うことが必要であると考えます。

### **措置状況（令和4年6月13日付回答）**

令和4年度の協定締結においては、見積書に明細を付させた。  
令和4年度の指定管理者に利用料の決定について申請させ、承認した。  
令和4年度の協定書に利用料の事項を規定した。  
令和3年度の事業報告書を提出させ、状況を確認した。

### **措置状況（フォローアップ調査 令和5年2月2日付 再回答）**

令和4年度の協定締結においては、見積書に明細を付させた。  
令和4年度の指定管理者に利用料の決定について申請させ、承認した。  
令和4年度の協定書に利用料の事項を規定した。  
令和3年度の事業報告書を提出させ、状況を確認し評価を行った。

## **3 農林水産業に関すること**

### **(1) リスク管理としての記録の「完結」と「見える化」について**

令和3年7月豪雨に際して、広島県から豪雨後のため池の確認及び報告を求められ、当課において担当者が現地状況を上司に口頭で報告したとされているが、対応状況が記録として確認できなかった。リスク管理の観点から、上司の指示により確認・報告した内容を適切に記録として残されたい。

### **措置状況（令和4年6月13日付回答）**

原則、記録を残すこととするが、ため池のシステムの導入や県の運用も見直しが行われているため、新たな運用の中で確認・報告などの記録を残していくこととする。

### **措置状況（フォローアップ調査 令和5年2月2日付 再回答）**

国の定める「大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検要領」又は「地震後の農業用ため池緊急点検要領」の報告様式により確認し、記録を残すこととした。

## **○商工振興係**

### **1 自然公園に関すること**

#### **(1) 規定どおりに行われない事務処理について**

三倉岳県立自然公園清掃・管理委託業務において、6月と12月に委託料の概算払いによって履行することとなっているが、「事業報告書」が提出された形跡が見受けられなかった。委託契約書第4条の規定によると、「乙（三倉岳県立自然公園協議会）は、契約期間満了後30日以内に業務報告書を提出し、甲（大竹市）は速やかにその内容を審査しなければならない。」とされている。

委託料として公金が支払われている以上、仕様書に定める業務が適切に履行されているか、業務日誌及び施行写真等により適正に審査するとともに、必要に応じて委託金額を精算されたい。

#### **措置状況（令和4年6月13日付回答）**

令和3年度は規定どおり実績報告書（業務報告書）を提出させ、仕様書に定める業務が適切に履行されているか確認した。

#### **措置状況（フォローアップ調査 令和5年2月2日付 再回答）**

令和3年度は実績報告書（業務報告書）を提出させ、仕様書に定める業務が適切に履行されていることを確認した。

### **（2）公共施設における指定管理業務のモニタリング（評価）について**

三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理業務に関する協定書において、同休憩所設置及び管理条例第4条に規定する業務について、具体には仕様書に定められているところであるが、地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書の作成及び提出義務が期日を定めて明記されていない。

同休憩所設置及び管理条例第8条の規定を見ると、「指定管理者は、年度終了後30日以内に次に掲げる事項（休憩所の管理業務の実施状況及び利用状況、休憩所の管理に関する経費の収支状況）を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。」とされているが、事業報告書の提出が確認できなかった。

指定管理料として公金が支払われている以上、指定管理業務の実施状況を踏まえて適切に評価するうえで、指定管理者に対して必要な書類の提出を求められたい。

#### **措置状況（令和4年6月13日付回答）**

次年度以降の年度協定に事業報告書の作成及び提出義務期日を明記することとする。

令和3年度は規定どおり実績報告書（業務報告書）を提出させ、その内容が適切に履行されているか確認した。

#### **措置状況（フォローアップ調査 令和5年2月2日付 再回答）**

令和5年度から年度協定に事業報告書の作成及び提出義務期日を明記する。

令和3年度の事業報告書を提出させ、状況を確認し評価を行った。

## 2 観光に関すること

### (1) 規定どおりに行われない事務処理について

大竹観光協会補助金について、補助金の交付条件では「収支決算書及び事業成績を会計年度終了後直ちに市長に報告すること」となっているが、令和2年度の報告期日は令和3年7月20日付けとなっており、会計年度の期末の3月31日から著しく遅延しているので適切に指導されたい。

#### 措置状況（令和4年6月13日付回答）

大竹観光協会に総会が終了しなくても総会に提出する決算案の確定の段階（5月中旬まで）で報告するよう指導した。また、総会で承認された場合は、後日、文書を提出させることとした。

#### 措置状況（フォローアップ調査 令和5年2月2日付 再回答）

大竹観光協会には、令和4年度分から、総会を以って決定する場合であっても、年度末から相当遅延する場合は、実績報告書案の段階で4月末までに報告するよう指導した。

### 【指摘要望事項】

#### ●市民税務課

#### ○収税係

### 1 課の庶務に関すること

#### (1) 長期継続契約による事務の効率化について（再掲）

自動製本機等保守点検業務委託契約において、保守対象である備品及びリース契約機器の保守点検業務が単年度契約で繰り返されていた。

4月1日から翌年3月31日までの間で業務の切れ目がない契約については、例えば緊急の保守対応に備えて長期継続契約を締結することで、年度当初の業務集中を回避することも可能とならないか。業務の効率性及び緊急対応等の観点から、長期継続契約である事務機器のリース期間に合わせて、同機器の保守点検委託業務の契約形態を検討されたい。

#### 措置状況（令和4年6月13日付回答）

当該機器については、令和5年度からの市税等の納税通知書の封入封緘業務の委託に合わせて、契約形態が変更になる予定であり、今後、関係課と協議・整理を行った上で、業務の効率性及び緊急対応等の観点を考慮し、長期継続契約の締結を検討する。

## 措置状況（フォローアップ調査 令和5年2月2日付 再回答）

令和5年度からの市税等の納税通知書の封入封緘業務の委託に合わせて整理を行った結果、当該機器については、令和4年度で契約終了の見込となった。

なお、新たに当課で使用予定の関連機器（圧着用機器）については、業務の効率性及び緊急対応等の観点を考慮し、長期継続契約を締結予定である。

## ○市民税係

### 1 国民健康保険料の賦課、調定及び減免に関すること

#### (1) 不適切な保険料減免の決定について

国民健康保険料減免の承認において、起案文書に減免理由が記載されず、その根拠となる申請書に減免申請理由が鉛筆書きされていた。同申請書は文書受付・回覧がされておらず、減免申請から3ヶ月近く経過して起案文書に添付されていたため、大竹市行政手続条例の規定により本市で定めている標準事務処理期間の60日を超えて処理されたことになる。

また、保険料の減免を受けた者は、大竹市国民健康保険条例第22条第3項の規定により、「その理由が消滅した場合においては、ただちにその旨を市長に報告しなければならない。」とされているところ、注意書きとして書面に記載することなく口頭説明だけで済ませているが、保険料減免の決定通知に必要な条件の追記が必要であると考えられる。

#### 措置状況（令和4年6月13日付回答）

起案文書に減免理由を明記するようにする。

申請書は、減免理由をより詳細に記載できるスペースを設ける。

申請者の書類不備のため、本来なら受付をせずに申請者に再度提出するよう促す、又は受付後、申請について承認しない場合は所定の通知書により申請者に通知するなどの事務処理を行うべきだったが、本人の補正を待っていたため、3ヶ月近く経過した後、起案を行ったものである。今後は、適切な事務処理に努める。

#### 措置状況（フォローアップ調査 令和5年2月2日付 再回答）

減免理由については、起案に明記した。また申請時に、減免理由を詳細に記載できるよう、減免申請書の様式を変更した。

申請者が書類不備のため、申請を受理できなかった場合は本人に連絡し、それ以降も申請がなかった場合は受理できない理由を記載した通知をした（その際に申請書を返送した）。

減免決定通知書に「減免理由が消滅した場合は、ただちにその旨を届け出てください。」と記載し、必要な条件の周知を図った。

## ○固定資産税係

### 1 固定資産税の賦課、調定及び減免（非課税）に関すること

#### (1) 不適切な固定資産税減免（非課税）の決定について

固定資産税非課税申請に対する決定について、地方税法第348条第4項の規定による非課税家屋に該当する旨の調査結果を記録票により上司に復命しているが、起案文書によらず非課税処理されている事案が見受けられた。

また、固定資産税減免申請に対する決定について、調査の結果を踏まえて、「大竹市税条例第71条第1項第4号の規定により減免する。」旨のゴム印を申請書に押印しているが、組織として意思決定された形跡が見受けられない。

同条例第71条第1項第4号の規定は、「貧困」、「公益」、「災害」等の例外規定として「特別の事由があるもの」と規定されているものであり、一般的に「特別の事情」による減免は、条例によって市長の判断に任されている。

市税等の非課税及び減免の適用に当たっては、納税者から疑念を持たれないよう、起案文書によって決裁権者の決裁を受ける必要があると考える。

#### 措置状況（令和4年6月13日付回答）

固定資産税非課税申請及び減免申請に対する決定について、今後は起案文書によって決裁権者の決裁を受け、意思決定を行う。

#### 措置状況（フォローアップ調査 令和5年2月2日付 再回答）

令和4年度の減免申請ではもれなく起案によって意思決定を行い、令和5年度賦課に向けた非課税申請においても、起案による意思決定をもれなく行うことを係内での意思統一を行った。

## ○戸籍住民係

### 1 住民基本台帳に関すること

#### (1) 規定どおりに行われない事務処理について

本市独自の施策として、虚偽の委任状を添付して他人の戸籍等の謄抄本の交付請求をするという不当行為を未然に防止する目的で、「戸籍及び住民票の謄抄本の代理人交付に関する取り扱いの特例」の申立事務が行われている。その際、申立書については課長まで回覧されているが、申立てを認めるかあるいは却下するかを決定し、申立者に通知するための起案が作成されていなかった。

申立てによる本取扱については、代理人からの交付請求に応じないことを認める理由が限定されていることもあるので、起案により適正に意思決定されたい。

国の制度による住民基本台帳事務に係るDV等（ドメスティック・バイオ



レンス、配偶者等暴力) 被害者支援措置の事務処理状況を見ると、支援対象者ごとに事案を区分したファイリングの仕切り用紙に、鉛筆等のメモ書きにより証明書交付停止情報の入力や対象者氏名や支援期間、終了期日その他事項が記述されていた。

また、同事務における支援措置の終了に伴う申出者への通知については、起案文書に支援継続希望の意思がない旨を確認したメモ書きがあり、その他にも鉛筆書きや付箋紙によるメモ書き等が多数見受けられた。

公的な記録として適切に保管・保存するうえで、例えば統一的な記録形式を定めることで、支援開始から停止・終了に至るまで必要な項目をテンプレートに従って記録するとともに、警告情報や停止解除の入力者及び確認者を明確にする必要はないか。手書き情報を電子データに再入力することが煩雑であれば、テンプレートの記録票をPDF形式に変換して保存することも考えられる。「必要な情報」を「必要な時」に確認でき、上司や職員間の「効果的な情報共有」に取り組みたい。

#### **措置状況（令和4年6月13日付回答）**

「戸籍及び住民票の謄抄本の代理人交付に関する取り扱いの特例」に基づく申立てについては、起案により取扱いを決定し、その旨を申立人に通知するよう事務を見直す。

住民基本台帳事務に係るDV等被害者支援措置の事務処理については、支援開始から停止・終了に至るまでの必要な事項を所定の様式に記録し、上司と情報共有できるようにするなど、適切に管理する。

#### **措置状況（フォローアップ調査 令和5年2月2日付 再回答）**

「戸籍及び住民票の謄抄本の代理人交付に関する取り扱いの特例」に基づく申立て事務は、前回措置回答のとおり見直した（見直し後の申立て件数は0件）。

住民基本台帳事務に係るDV等被害者支援措置の事務処理については、適切な管理に向け、事務処理事項を所定の様式に記録するよう取り組んでいる。

## **2 その他事項に関すること**

### **(1) 長期継続契約による事務の効率化について（再掲）**

窓口業務における各種手数料等の取扱については、レジスターによって収納処理されているところである。同レジスターを使用する期間は、4月1日から翌年3月31日までの間で切れ目ない業務であることを前提として、突発的な故障発生時に技術員の派遣を受ける必要性を考慮すれば、保守点検業務を長期継続契約とすることも考えられないか。

## 措置状況（令和4年6月13日付回答）

レジスターの更新を検討しており、その際に契約方法についても併せて検討する。

## 措置状況（フォローアップ調査 令和5年2月2日付 再回答）

レジスターの更新について、キャッシュレス化への対応なども併せて検討するため、R5年度予算は修繕料のみの対応とし、R6年度の更新予定に合わせ契約方法を見直すこととする。

### 【指摘要望事項】

#### ●環境整備課

#### ○リサイクルセンター

#### 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること

#### （2）一般廃棄物処理委託業務に係る実績報告について

一般廃棄物処理業の許可事務において、許可証の「条件欄」及び検査証の「名称・構造・数量等・備考欄」がそれぞれ別紙のとおりとされ、二重引用符（〃）よって記されている。許可証については特に、見えやすい箇所に表示しておく必要もあるので、省略することなく適切に記載されたい。

一般廃棄物処理委託業務の支払において、大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第37条関係の実績報告（様式第19号）が翌月5日までに提出されていないので、適切に指導されたい。

## 措置状況（令和4年6月13日付回答）

許可証の「条件欄」及び検査証の「名称・構造・数量等・備考欄」については、適切に記載する。

一般廃棄物処理委託業務の支払において、大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第37条関係の実績報告（様式第19号）を翌月5日までに提出するよう、改めて指導する。

## 措置状況（フォローアップ調査 令和5年2月2日付 再回答）

許可証の「条件欄」及び検査証の「名称・構造・数量等・備考欄」については、令和4年2月から適切に記載している。

一般廃棄物処理委託業務の支払において、大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第37条関係の実績報告（様式第19号）を翌月5日までに提出するよう指導し、令和4年度から指導したとおり提出させている。

### (3) 委託業務等の適正な執行について

中継施設運転管理委託業務において、仕様書「7 資格者」に定める各種資格者の要件を確認する際に、技能証明書等写しの提出を求めている。業務の遂行において必要とされる資格を仕様書に定めている以上は、有資格者の確認を書面等で確認する必要はないか。

可燃ごみ運搬委託業務において、仕様書「7 運搬車両の概要」に定める使用車両の適格性の条件を満たしているか、所管課において確認が行われている旨の回答を得ているが、証拠書類の添付又は記録票が作成されていなかった。また、同仕様書「8 特記事項」において、フォークリフト等の運転免許証写しの提出を求めているが未提出であった。

いずれも委託業務の遂行に当たって、必要な条件を仕様書に定めており、適切に確認する必要があると考える。

#### 措置状況（令和4年6月13日付回答）

中継施設運転管理委託業務において、有資格者であることを証明する書面等の写しを提出させる。

可燃ごみ運搬委託業務において、仕様書「7 運搬車両の概要」に定める使用車両の適格性の条件を満たしているか、改めて証拠書類の添付又は記録票の作成を行う。また、フォークリフト等の運転免許証写しの提出を求めることとする。

#### 措置状況（フォローアップ調査 令和5年2月2日付 再回答）

中継施設運転管理委託業務において、有資格者であることを証明する書面等の写しを、令和4年2月に提出させた。

可燃ごみ運搬委託業務において、仕様書「7 運搬車両の概要」に定める使用車両の適格性の条件を満たしているか、証拠書類の添付及び記録票の作成を令和5年1月に行った。また、フォークリフト等の運転免許証写しを令和5年1月に提出させた。

## 2 その他事項に関すること

### (1) 記録の「完結」と「見える化」について

不法投棄に関する広島県からの通報に対して、通知文に「済み」と鉛筆によるメモ書きが記載されただけで、具体の対応状況が不明であった。また、不法投棄パトロール日報とは別にメモ書きが残されているが、記録票に整理されていないように見受けられる。

防犯カメラ監視装置の映像に不法投棄者及び自動車登録番号標（ナンバープレート）が記録されていた2件の事案について、日報には大竹警察署に通

報し現地確認が行われた旨の記述があるが、その後の捜査状況等の対応は記録票がないため不明であった。防犯監視カメラ設置の効果を検証する上においても、適切に記録に残されたい。

#### **措置状況（令和4年6月13日付回答）**

不法投棄に関する対応については、改めて記録票を整理する。

不法投棄に関し防犯カメラ監視装置の映像を大竹警察署に通報した際は、その後の捜査状況等の対応について、警察から聴取できたものを記録する。

#### **措置状況（フォローアップ調査 令和5年2月2日付 再回答）**

不法投棄に関する対応については、メモ書きではなく記録票で整理することを徹底した。

不法投棄に関し防犯カメラ監視装置の映像を大竹警察署に通報した際は、その後の捜査状況等の対応について、警察から聴取できたものを記録することとした。

### **【指摘要望事項】**

#### **●監理課**

#### **○庶務係**

### **1 工事・業務委託等の入札及び契約に関すること**

#### **(2)「総合評価方式」による指名競争入札の制度について**

公共工事は通常、適正な競争のもと最も安価な入札額を提示した者を契約者として決定するものであるが、「総合評価方式」は単に金額の多寡だけでなく、企業の施工能力や配置予定技術者の能力、地域への貢献度などを数値化し、総合的に評価したうえで契約相手方を決定するものであり、すでに全国の多くの自治体で導入済みの方式である。

本市においては、平成17年度から同方式による入札執行を試行してきたところであるが、令和2年度の工事選定の起案書を見ると、「大竹市建設工事総合評価方式施行要領」に基づく適用条項など、同方式による対象工事の選定根拠が記載されていない。令和3年度の工事選定に至っては、起案による意思決定がなされていないように見受けられる。

これまで同方式において試行した結果を検証・評価することで、確実な制度設計と今後の本格導入に向けて取り組まれない。

#### **措置状況（令和4年6月13日付回答）**

総合評価方式を選定した根拠を記載した起案による意思決定を行う。

今後は、これまでの「総合評価方式」における試行結果を踏まえ、確実な制度設計と今後の本格導入に向けて取り組むこととする。

#### **措置状況（フォローアップ調査 令和5年2月2日付 再回答）**

令和4年6月8日に総合評価方式を選定した根拠を記載した起案により令和4年度対象工事を決定した。

今年度の結果を踏まえ今後の取り組みを検討しているところであるが、令和5年度については、大竹建設業協会から提出された要望書（総合評価方式の運用についての項目）を勘案した結果、令和4年度同様試行とする。

## **2 その他事項に関すること**

### **(1) 適正な工事成績評定について**

工事成績評定書の様式について、検査日や評点の合計が未記載となっていたり、決裁欄で課長（総括監督員）まで回覧されていなかったりするなど、建設部及び上下水道局において評定書の取扱に統一性がないように見受けられる。

記載事項欄を見ると、使用が不適切な「摩擦熱で擦ると消えるペン」や鉛筆で記入されているが、容易に修正が可能ではないか。また、付箋にメモ書きで加点内容についての確認事項が記されているが、誰の指示によるものか、評点にどのように反映されているのか不明である。

同簿冊にファイリングされている評定書は文書登録されておらず、最終的に成績評定書がどのように取り扱われるのか不明確であるように見受けられる。公共工事においては公正かつ透明性の観点から説明責任を有するが、本事案は情報公開請求に対応できないのではないかと考えられるので、評価に疑念が持たれないよう適正な事務処理に改められたい。

#### **措置状況（令和4年6月13日付回答）**

情報公開に対応できるよう、令和4年度から建設部及び上下水道局において工事成績評定書様式をExcel様式に統一し、手書きのものをExcelに入力後、出力し、担当課にて決裁を受け、その写しを監理課に提出する取り決めをして運用をはじめた。

#### **措置状況（フォローアップ調査 令和5年2月2日付 再回答）**

情報公開請求に対応できるよう、令和4年4月4日に「工事成績評定表の統一について」を建設部及び上下水道局に送付した。

現在はその内容どおり運用しているところである。